

第2次美里町総合計画・美里町総合戦略 第3期基本計画

討 議 要 綱

【生活環境編】

新しい大好きを

心、わきたつ美の里へ

令和7年7月29日

目次

はじめに	1
第1編 生活安全の確保	2
施策 21 安全、安心な防災・消防体制を確立するための対策	2
21－1 施策の目的	2
21－2 現状と課題	2
21－3 施策の展開	2
21－4 施策の指標	3
21－5 施策の主な取組（関連する事務事業）	3
施策 22 安全・安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策	4
22－1 施策の目的	4
22－2 現状と課題	4
22－3 施策の展開	4
22－4 施策の指標	4
22－5 施策の主な取組（関連する事務事業）	5
第2編 生活環境の保全	6
施策 23 安全・安心な生活環境基盤の整備	6
23－1 施策の目的	6
23－2 現状と課題	6
23－3 施策の展開	6
23－4 施策の指標	7
23－5 施策の主な取組（関連する事務事業）	7
施策 24 生活環境や自然環境を保全するための対策	8
24－1 施策の目的	8
24－2 現状と課題	8
24－3 施策の展開	8

24-4	施策の指標.....	8
24-5	施策の主な取組（関連する事務事業）	8
施策 25	水道水を安定して供給するための対策	9
25-1	施策の目的	9
25-2	現状と課題	9
25-3	施策の展開	9
25-4	施策の指標	9
25-5	施策の主な取組（関連する事務事業）	9
施策 26	下水道を普及推進するための対策	10
26-1	施策の目的	10
26-2	現状と課題	10
26-3	施策の展開	10
26-4	施策の指標	10
26-5	施策の主な取組（関連する事務事業）	11

はじめに

地球温暖化、気候変動は人類の生存基盤にかかわる安全保障の問題であり、今や国際社会全体で取り組む重要な課題となっています。防災力の向上、資源循環、自然再興の取組と地域の経済・社会課題の解決を同時に進める必要があります、このような中で、地域の暮らしが持続可能であるためには、住民と行政が手を取り合い、地域コミュニティの力を高め、支え合い、助け合うことが重要となっています。

大規模地震、激甚化、頻発化する気象災害に備えるため、防災・減災の取組の重要性が増しています。東日本大震災では、住民一人一人の防災意識や、それに基づく「自助」「共助」の取組が、地域の防災力を高める上で不可欠な要素であることが再確認されました。災害への日頃の備え、住民の適切な避難行動、そのために必要な防災情報の提供を行い、かけがえのない命を災害から守る取組が求められています。

安全・安心で住みやすいまちづくりのためには、地域ぐるみで交通安全・防犯に取り組む必要があります。高齢化社会が進展する中で、高齢者の交通事故被害、高齢者をターゲットとした犯罪被害が増加傾向にあります。交通事故と犯罪の抑止・予防に向けた取組が求められています。

高度経済成長期に集中的に整備された生活基盤施設の老朽化が進行しており、今後、更新・補修費の更なる増加が懸念されています。住民の安全・安心や経済活動の基盤となるインフラの維持管理・更新を計画的に進めていく必要があります。

このように、本町は多岐にわたる課題に直面しながらも、それぞれの分野で着実に取組を進めていく必要があります。本稿は、令和8年度から令和12年度までの5か年度の本町の「生活安全政策」と「生活環境政策」の展開を考えるための視点・論点を整理したものであり、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の第3期基本計画を策定するための考え方や方向性を示したものです。

本町が目指す将来像の実現に向けた施策の展開が求められています。

第1編 生活安全の確保

今後、発生が危惧される巨大地震、激甚化、頻発化する気象災害に対し、実効性のある災害対策が求められています。災害被害を防止、軽減することを目的としたハード対策と、災害発生時の適切な行動の実現を目的としたソフト対策の両面から災害に備える必要があります。また、広域的な大規模災害が発生した場合においては「公助」の限界が懸念されます。住民一人一人が災害に対し、「自助（自らの命は自らが守る）」「共助（地域住民で助け合う）」の意識を持つことが重要となっています。

高齢化社会が進展する中で、交通安全と防犯の取組を進めていく必要があります。全国では、交通事故発生件数は減少傾向で推移していますが、交通事故死傷者数に占める65歳以上の割合は5割を超える水準で推移しており、高齢運転者による交通事故も相次いで発生しています。また、振り込め詐欺など特殊詐欺の被害は、認知件数・被害額ともに深刻な水準で推移しています。住民の安心・安全を守る取組が求められています。

施策21 安全、安心な防災・消防体制を確立するための対策

21-1 施策の目的

施策の目的	地域防災力の向上を図ります。
-------	----------------

21-2 現状と課題

- ① 地域防災力の向上が求められています。迅速な応急対策活動ができるよう、町、自主防災組織、関係団体等の連携体制の強化を図るとともに、住民の防災・減災意識の向上に取り組む必要があります。また、令和6年12月に東北電力女川原子力発電所2号機が営業運転を再開しました。東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を機に、原子力災害に備えた住民の安全対策が求められています。
- ② 気候変動が要因と考えられる災害が激甚化、頻発化しており、水害に対する体制強化を図る必要があります。また、地域の消防・水防活動の中心となる消防団員の高齢化により団員数が減少しており、地域消防活動の継続に向けた対策が求められています。
- ③ 災害時における情報伝達手段の確保と充実を図る必要があります。町内全域に防災行政無線を設置していますが、聞こえにくい地域もあることから、設備の機能強化と多様な情報発信手段の検討が必要です。
- ④ 消防・防災関連の設備及び備蓄品等については、非常時に支障を来すことなく使用できることが求められています。
- ⑤ 大規模地震による住宅の倒壊、人的被害を未然に防止するには、住宅の耐震化を進める必要があります。

21-3 施策の展開

- ① 地域防災計画に基づき、防災関係団体と連携し、非常時にその役割を十分にいかせるよう、防災訓

練、避難所設営訓練を実施します。また、専門的な視点から地域の自主防災組織の活動を支援し、併せて地域の防災リーダーを育成することで、住民の防災意識の向上を促進します。原子力災害対策については、引き続き、原子力防災訓練等を行い、広く住民に対し啓発に努めます。

- ② 消防団と連携して水防訓練を実施し、知識・技術の習得を図るとともに、水防資機材等の適切な維持管理に努めます。また、消防団員の確保を図りながら、地域消防活動のあり方について検討します。
- ③ 防災行政無線の設備更新を行い、聞こえにくい地域の改善を図ります。また、緊急速報メール、SNS等の活用による多様な情報発信手段による周知を行い、災害情報を確実に住民へ伝達できるよう努めます。
- ④ 消防・防災関連の設備及び備蓄品等の定期的な点検を行い、適切な維持管理に努めます。また、住民にも備蓄品を保管するよう啓発し、民間事業者との連携を図ることで災害発生時に備えます。
- ⑤ 家屋等の安全性を確認することが重要であるため、耐震診断の実施について、広報紙、SNS及び回覧等を活用した普及・啓発に努めます。また、耐震診断・耐震改修・危険ブロック塀除去に伴う支援制度の周知に努めます。

21-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

21-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 防災・減災体制づくりと防災意識の向上に向けた取組（防災力向上事業）
② 水害に備える取組（水防事業、消防団活動事業）
③ 防災施設の充実と災害時の情報発信を強化する取組（防災施設管理事業）
④ 住宅の安全性を確保する取組（住宅構造改革支援事業）

施策 22 安全・安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策

22-1 施策の目的

施策の目的	交通安全・防犯に対する住民意識を高め、交通事故や犯罪を未然に防ぎます。
-------	-------------------------------------

22-2 現状と課題

- ① 交通安全対策会議及び交通安全指導隊を設置するとともに、交通安全推進協議会、交通安全協会、交通安全母の会連合会等と協力し、交通安全対策に取り組んでいます。本町では、令和7年1月に死亡事故ゼロ 500 日間を達成しましたが、全国的には、高齢運転者による交通事故が増加傾向にあることから、事故を未然に防ぐ取組が求められています。また、交通安全指導隊員の高齢化により隊員数が減少しており、交通安全活動の継続に向けた対策が求められています。
- ② 防犯実働隊を設置し、防犯協会、PTA、老人クラブ等の関係団体と地域住民が連携した、住民の主体的な活動が展開されています。一方で、防犯実働隊員の高齢化により隊員数が減少しており、防犯活動の継続に向けた対策が求められています。
- ③ 町内でも高齢者等を狙った特殊詐欺の予兆電話が確認されています。消費者の被害を防止するために、発生状況や手口についての情報共有や注意喚起が求められています。

22-3 施策の展開

- ① 交通安全関係団体と連携し、交通事故の撲滅を目指します。高齢者を対象とした交通安全教室を開催するほか、SNS等を活用した情報発信の強化を図り、住民の交通安全意識の啓発に努めます。また、交通安全指導隊員の確保を図りながら、交通安全活動のあり方について検討します。
- ② 防犯関係団体と連携し、防犯パトロールや登下校時の児童・生徒の見守り等の地域安全運動等を実施するほか、防犯灯の適切な維持管理に努めます。また、防犯実働隊員の確保を図りながら、防犯活動のあり方について検討します。
- ③ 住民が特殊詐欺等の被害にあわないようにするため、国や県の消費生活相談窓口と連携を図り、特殊詐欺等の発生状況の情報発信を行うほか、その手口について学ぶ消費生活出前講座を開催することで特殊詐欺等に対する防犯意識の向上を図ります。

22-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

22－ 5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 交通安全意識の啓発と事故を防止する取組（交通安全推進啓発事業、交通安全指導隊設置事業）
② 防犯による地域の安全を推進する取組（防犯推進啓発事業、防犯実動隊設置事業、防犯灯管理事業）
③ 消費者知識の向上と消費者被害を防止する取組（消費者行政推進事業）

第2編 生活環境の保全

住民生活や社会経済活動の基盤となる生活環境インフラを取り巻く状況は、産業構造や技術の変化、既存施設の老朽化への対応、災害への備えなど、多くの課題を抱えています。特に、人口減少による生活環境インフラの利用頻度の低下は、インフラ整備の費用対効果の悪化を招き、ひっ迫する自治体の財政運営の大きな負担になることが想定されます。必要となる生活環境インフラの内容、質・量の変化を的確にとらえ整備に取り組む必要があります。

本町では、住民が主体となり地域の清掃活動やごみの発生量抑制等の生活環境美化に向けた取組が推進されてきました。今後、地域の暮らしが持続可能であるためには更なる取組の強化が必要であり、美しい「ふるさと」の景観を守ることの大切さや、大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる持続可能なライフスタイルのあり方を示すことが重要です。

施策 23 安全・安心な生活環境基盤の整備

23-1 施策の目的

施策の目的	道路・排水路等を適切に管理し、住みよい環境づくりに取り組みます。
-------	----------------------------------

23-2 現状と課題

- ① 道路・排水路の維持管理に努めていますが、修繕等の要望が増加しています。安心して快適な生活ができるよう、要望に対して適切な対応を講じる必要があります。
- ② 社会環境の変化や地域の実情に合わせた交通環境の整備が求められています。
- ③ 橋りょうの維持管理に努めていますが、老朽化が進んでいます。損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全を行うことや、計画的な点検・調査を行うことが必要になっています。
- ④ 公園施設の老朽化が進行しています。定期的に公園遊具の点検を実施し、更新・撤去を行う等、適切な公園管理が必要です。
- ⑤ 快適な住環境の整備は、人口減少対策の最も効果的な対策の一つです。町営住宅については経年劣化による損傷が進んでいます。入居者が安心して暮らすために、適切な維持管理を行うとともに、若者や子育て世代等を対象とした住宅施策の推進が求められています。

23-3 施策の展開

- ① 要望があった箇所の状況を把握し、道路・排水路の適切な維持管理に努めます。
- ② 道路の改良等については、周辺交通環境を考慮し、安心・安全な道路整備を行います。
- ③ 定期的な橋りょうの点検を実施し、地域の実情を把握しながら、優先順位を考慮した橋りょうの維持管理に努めます。

- ④ 公園の適切な維持管理を図ります。また、公園の利用状況を把握し、地域の要望を踏まえて、公園遊具の更新・撤去を行います。
- ⑤ 町営住宅の適切な維持管理に努めます。経年劣化が進む中、入居者が安心して暮らせる環境を確保するとともに、将来的な需要や財政状況を踏まえた見直しを行い、建て替えや用途廃止に加え、人口減少対策の一端を担う施策でもあることから、若者や子育て世代への住宅供給、公民連携による利活用など、多様な視点による住宅施策を検討・推進します。

23-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

23-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 道路・排水路の維持管理に向けた取組（道路橋りょう維持管理事業、用悪水路管理事業）
② 道路環境の整備に向けた取組（道路新設改良事業）
③ 計画的な橋りょうの維持管理に向けた取組（道路橋りょう維持管理事業）
④ 公園を管理する取組（公園施設管理事業）
⑤ 町営住宅を管理する取組（町営住宅整備事業）

施策 24 生活環境や自然環境を保全するための対策

24-1 施策の目的

施策の目的	地域資源を「3R」し、清潔で美しい町をつくります。
-------	---------------------------

24-2 現状と課題

- ① 空き家・空き地が増加しています。適切な管理が行われていない空き家・空き地は、防災、衛生等の面で、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、空き家等所有者に対して助言、指導等を行うことが求められています。
- ② 廃棄物の発生を抑制するため、ごみの排出量を減量化する取組が必要です。
- ③ 環境美化・環境保全の推進役である地区衛生組合により、ごみの分別、リサイクルの推進、不法投棄の監視等が積極的に行われており、取組を強化していく必要があります。

24-3 施策の展開

- ① 空き家等の管理責任について理解を深めてもらうとともに、適切な管理や活用を促進します。また、空き家の管理について相談できる体制を整備し、管理不全な状態の空き家等の増加を抑制します。
- ② ごみの排出量を減量化するため、ごみの分別と「3R運動」「3切り運動」の啓発に努めます。また、広報紙、町のホームページ、SNS等を活用した情報発信力の強化を図ります。
- ③ 地区衛生組合を支援するとともに、町内の環境美化に資する住民活動や啓発活動、資源ごみのリサイクルを推進します。

24-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

24-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 空き家・空き地の発生を抑制する取組（空き家等対策事業）
② ごみの減量化を推進する取組（塵芥処理事業、公衆衛生組合支援事業）

施策 25 水道水を安定して供給するための対策

25-1 施策の目的

施策の目的	日々の生活に欠かせない水道水を、安定的に供給できる体制を整えます。
-------	-----------------------------------

25-2 現状と課題

- ① 包括的業務委託を行うなど、水道事業経営戦略を基に事業運営の効率化に取り組んでいましたが、今後も、人口減少に伴う収入の減少や施設の老朽化と更新投資の増加が見込まれるため、更なる経営努力が求められています。
- ② 水道管路の老朽管更新に取り組んでしました。未更新の石綿セメント管を含めた老朽管があることから、老朽管更新に取り組む必要があります。また、老朽管による漏水が増加しており、維持管理費についても増加傾向にあります。
- ③ 地震災害の発生に備え、管路の耐震化、非常用電源の整備を進めてきました。災害時においても、水道水の供給できる取組が求められています。

25-3 施策の展開

- ① 水道事業経営戦略の見直しを行い、中・長期を見据えた持続可能な事業運営に向けて、広域化や事務の共同化による事務事業の効率化、経営の健全化を推進します。
- ② 管路更新計画に基づき、老朽管更新による耐震化を図るとともに漏水を防止します。また、継続的な漏水調査による漏水修理を行うことで、維持管理費を抑制し、効率的な経営に努めます。
- ③ 災害時対応マニュアルを包括的業務委託の事業者と検証し、非常時に備えます。

25-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

25-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 持続可能な水道事業を推進する取組
② 有収率向上に向けた取組

施策 26 下水道を普及推進するための対策

26-1 施策の目的

施策の目的	地域の特性等による下水道施設の整備を推進し、生活環境の改善を図ります。
-------	-------------------------------------

26-2 現状と課題

- ① 下水道施設は、集合処理の公共下水道施設（流域関連）、農業集落排水処理施設、地域下水処理場のほか、個別処理の合併処理浄化槽（個人設置型）の整備区域がありますが、公共下水道施設の整備が完了していません。
- ② トイレ及び生活雑排水の衛生的な処理を推進し、水環境への負荷を軽減させる必要があります。
- ③ 下水道施設の最も早い供用開始年度は平成6年度であり、供用開始から30年以上が経過しています。機械設備等が耐用年数を迎え、更新需要が高まっていることから、強じん化対策や事故防止対策に取り組みながら、持続可能な施設規模の検討を行う必要があります。

26-3 施策の展開

- ① 町全体の早期の水洗化を推進するため、令和6年度に施設整備が遅れていた集合処理の整備区域を縮小し、個別処理の合併処理浄化槽の整備区域を拡大しました。公共下水道施設の未整備区域については、早期の整備完了を目指します。
- ② 集合処理と個別処理の両方の区域において、くみ取り便所や単独処理浄化槽から下水道施設への転換を促進し、早期の水洗化を推進します。
- ③ 人口減少や下水道施設の老朽化の状況を踏まえ、適切な維持管理を行い、重大事故の防止、下水道施設の長寿命化に努めます。また、集合処理の下水道施設のダウンサイジングや統合等を見据えた、計画的な施設・設備の更新を行います。

26-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

26－ 5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名	
①	下水道整備を推進する取組
②	下水道を普及する取組
③	下水道施設の適切な維持管理の取組

